

半 期 報 告 書

(第139期中) 自 平成12年 1 月 1 日
至 平成12年 6 月30 日

関東財務局長 殿

平成12年 9 月25日提出

会 社 名 東 海 カ ー ボ ン 株 式 会 社

英 訳 名 TOKAI CARBON CO., LTD.

代表者の役職氏名 取締役社長 大 嶽 史 記 夫

本店の所在の場所 東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号 電 話 番 号 東京 (03) 3746—5100 (代表)

連 絡 者 総務部長 服 部 久 弥

もよりの連絡場所 同 上 電 話 番 号 同 上

連 絡 者 同 上

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
東海カーボン株式会社大阪支店	大阪市北区曽根崎二丁目16番19号 (大和銀行梅田ビル)
東海カーボン株式会社名古屋支店	名古屋市中村区名駅四丁目27番23号 (名古屋三井ビル東館)
東 京 証 券 取 引 所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
大 阪 証 券 取 引 所	大阪市中央区北浜一丁目 7 番11号
名 古 屋 証 券 取 引 所	名古屋市中区栄三丁目 3 番17号

目 次

	頁
第一部 企 業 情 報	1
第1. 会 社 の 概 況	2
1. 資 本 金 の 増 減	2
2. 株 式 の 総 数	2
3. 株 式 の 状 況	3
4. 株価及び株式売買高の推移	4
5. 役 員 の 異 動	4
6. 従 業 員 の 状 況	4
第2. 事業及び営業の状況	5
1. 事 業 の 状 況	5
2. 営 業 の 状 況	5
第3. 設 備 の 状 況	8
1. 設 備 の 異 動	8
2. 設 備 計 画	8
第4. 経 理 の 状 況	9
1. 中 間 財 務 諸 表	10
2. そ の 他	21
中間監査報告書	
第二部 保証会社等の情報	27

第一部 企 業 情 報

第1. 会 社 の 概 況

1. 資 本 金 の 増 減

前事業年度末現在の資本金	当 上 半 期 中 の 増 減	当上半期末現在の資本金
15,436,070 千円	— 千円	15,436,070 千円

2. 株 式 の 総 数

種 類	会社が発行する株式の総数	摘 要
普 通 株 式	598,764,000 株	
計	598,764,000	

(注) 定款上会社が発行する株式の総数は次のとおり定められている。

当会社の発行する株式の総数は、5億9,876万4千株とする。但し、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。

発行済株式	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種 類	発 行 数		上場証券取引所又は登録証券業協会名	摘 要
			当該上半期末現在 (平成12年6月30日現在)	提 出 日 現 在 (平成12年9月25日現在)		
	記 名 式 額 面 株 式 (額 面 50 円)	普通株式	204,089,391 株	同 左	東京・大阪・名古屋の各証券取引所 (市場第一部)	議 決 権 有
	計	/	204,089,391	同 左	/	/

3. 株 式 の 状 況

(1) 大 株 主 の 状 況

平成12年 6月30日現在

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株 式 会 社 東 京 三 菱 銀 行	10,204 千株	4.99 %
三 菱 信 託 銀 行 株 式 会 社	10,080	4.93
株 式 会 社 東 海 銀 行	7,068	3.46
東 京 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	6,164	3.02
三菱信託銀行株式会社退職給付信託口三菱化学開口	5,900	2.89
三 菱 商 事 株 式 会 社	5,844	2.86
株 式 会 社 横 浜 銀 行	5,416	2.65
第一勧業富士信託銀行株式会社信託A口	3,761	1.84
明 治 生 命 保 険 相 互 会 社	3,678	1.80
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	2,744	1.34
計	60,863	29.82

(2) 議 決 権 の 状 況

平成12年 6月30日現在

発行 済 株 式	議決権のない 株 式 数	議 決 権 の ある 株 式 数		単位未満株式数	摘 要
		自 己 株 式 等	そ の 他		
	株	株	株	株	
—	—	3,000	199,731,000	4,355,391	単位未満株式数には、当社所有の自己株式725株と次の会社所有の相互保有株式が含まれている。 東海高熱工業(株) 170株

(注) 上記「議決権のある株式数」の「その他」及び「単位未満株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ81千株及び818株含まれている。

自 己 株 式 等	所有者の氏名又は名称等		所 有 株 式 数			発行済株式総 数に対する所有 株式数の割合	摘 要
	氏名又は名称	住 所	自己名義	他人名義	計		
			株	株	株	%	
	東海カーボン株式会社	港区北青山1-2-3	3,000	—	3,000	0.00	
	計		3,000	—	3,000	0.00	

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が26,600株ある(未引換の合併新株式3,600株を含む。)

4. 株価及び株式売買高の推移

	月 別	平成12年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
当該上半期中における 月別最高・最低株価 及び株式売買高	最 高	198 ^円	203	218	250	235	282
	最 低	170 ^円	171	172	170	200	228
	売 買 高	7,807 ^{千株}	8,941	24,287	25,580	9,784	28,147

(注) 株価及び株式売買高は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5. 役員 の 異 動

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりである。

役 職 の 異 動

異動後の役職名	異動前の役職名	氏 名	異 動 年 月 日
常 務 取 締 役	常 務 取 締 役 (法 務 部 長)	難 波 克 彦	平 成 12 年 6 月 1 日
専 務 取 締 役 (ファインカーボン事業部長)	専 務 取 締 役 (研究開発本部長) (兼ファインカーボン事業部長)	秋 山 勝	平 成 12 年 9 月 21 日
常 務 取 締 役	常 務 取 締 役 (原 料 部 長)	田 中 正 博	平 成 12 年 9 月 21 日
常 務 取 締 役 (カーボンブラック事業部長)	常 務 取 締 役	森 隆 生	平 成 12 年 9 月 21 日
取 締 役 (電極事業部生産技術部長)	取 締 役 (電極事業部技術部長)	増 田 幸 一	平 成 12 年 9 月 21 日

6. 従 業 員 の 状 況

従 業 員 数	平 均 給 与 月 額
783 ^名	387,258 ^円

- (注) 1. 平均給与月額は平成12年6月分の平均(税込)で基準外賃金を含み、賞与は含んでいない。
2. 関係会社等への出向者27名が含まれている。

第2. 事業及び営業の状況

1. 事業の状況

特記すべき事項はない。

2. 営業の状況

(1) 概 況

当上半期のわが国経済は、政府の各種政策効果やアジア経済回復の影響を受けて、企業収益が改善し、好調なIT（情報技術）関連分野に支えられた設備投資が増加するなど、企業部門を中心に自律回復の兆しが徐々に見えてきた。

このような情勢の中で、当社はグローバル化に対応した事業基盤の強化を図るため、海外企業の経営権を取得し、電極部門では事業部制を取り入れ、また新製品の市場開拓に積極的に取り組むなど、業績の維持向上に努めた。

製品別の概況は次のとおりである。

カーボンブラック

主な需要先であるタイヤ業界は、新車用、市販用および輸出用タイヤの出荷がいずれも増加したので、引き続き好調な生産が続いた。また、一般ゴム業界の生産は自動車の生産が増えたため堅調に推移した。このような状況下で、カーボンブラックの販売数量は前年同期に比べて増加し、販売価格の改定も寄与したので、売上高は83億9千7百万円（前年同期比8.4%増）となった。

人造黒鉛電極

電極の国内販売は、需要先である電炉鋼業界の生産は増加したが、輸入電極が増えたことなどにより、販売数量は前年同期に比べて減少し、販売価格の低下も加わり、売上高は前年同期を下回った。輸出面は、アジア、中南米向けの出荷増により、販売数量は前年同期に比べて増加したが、引き続き海外市況の軟化と円高の影響などを受けて販売価格が低落したので、売上高は前年同期並みとなった。

この結果、電極全体の売上高合計は65億8千6百万円（前年同期比3.6%減）となった。

ファインカーボン

主な需要先である半導体業界は、好調なIT（情報技術）関連分野の影響により、需要が回復した。このような状況を反映し、ファインカーボンは、同業界向け製品のグラッシーカーボン、SiC製品類などの売上げが増加し、また開発品の売上げも大幅に伸長したので、売上高は46億8千6百万円（前年同期比33.6%増）となった。

摩擦材

摩擦材は、主な需要先である建設機械業界向けや二輪車業界向けの販売が増加し、さらに新規市場開拓に努めたので、売上高は16億9千8百万円（前年同期比21.3%増）となった。

その他の製品

トーカベイト（不浸透性黒鉛）などその他部門の売上高は15億6千6百万円（前年同期比15.6%減）となった。

以上の結果、当上半期の売上高は229億3千5百万円（前年同期比7.4%増）となった。損益面は、電極部門の採算悪化があったものの、ファインカーボンなどの収益が向上したので、経常利益は24億7千万円（前年同期比26.1%増）となり、中間純利益は、14億2千8百万円（前年同期比166.2%増）となった。

なお、各営業の状況の金額には消費税等は含まれていない。

(2) 生産能力

当上半期中には生産能力に著しい変動はない。

(3) 生産実績

製 品 名	前年上半期 (11. 1～11. 6)	当上半期 (12. 1～12. 6)
カーボンブラック	7,757 百万円	8,439 百万円
人造黒鉛電極	6,257	6,962
ファインカーボン (特殊炭素製品)	3,508	4,686
摩 擦 材	1,363	1,710
トーカベイト(不浸透性黒鉛) その他	1,332	1,063
合 計	20,219	22,862

- (注) 1. 生産金額は販売価格による。
2. 当社の外注は、工場の構内作業の一部並びにファインカーボン、電機用ブラシ及びトーカベイトの加工が主なものであり、総製造費用に占める割合は前年上半期15.6%、当上半期15.3%である。

(4) 受 注 状 況

当社製品は見込生産を主体としているため、受注状況の記載を省略した。

(5) 販 売 実 績

製 品 名	前年上半期 (11. 1～11. 6)		当上半期 (12. 1～12. 6)	
	数 量	金 額	数 量	金 額
カーボンブラック	106,698 屯	7,748 百万円	112,146 屯	8,397 百万円
人造黒鉛電極	21,512	6,834	23,837	6,586
ファインカーボン (特殊炭素製品)		3,508		4,686
摩 擦 材		1,400		1,698
トーカベイト(不浸透性黒鉛) その他		1,855		1,566
合 計		21,348		22,935

- (注) 1. 販売金額は売上高で示してある。
2. ファインカーボン、摩擦材及びトーカベイトその他の数量は、製品種類が多岐にわたり表示が困難であるため省略してある。
3. トーカベイトその他には、ゴルフ練習場及び不動産賃貸等の収入が含まれている。

(6) 主要製品輸出の状況

イ. 製品の品目別の輸出高及び当該品目別の販売実績に対する輸出の割合

製 品 名	前年上半期 (11. 1～11. 6)		当上半期 (12. 1～12. 6)	
	金 額	品目別販売実績に対する輸出割合	金 額	品目別販売実績に対する輸出割合
人 造 黒 鉛 電 極	2,884 ^{百万円}	42.2 [%]	2,880 ^{百万円}	43.7 [%]
フ ァ イ ン カ ー ボ ン (特 殊 炭 素 製 品)	914	26.1	989	21.1
カ ー ボ ン プ ラ ッ ク そ の 他	144	1.3	279	2.4
合 計	3,943	18.5	4,149	18.1

ロ. 主な輸出先及び輸出版売高に対する割合

輸 出 先	前年上半期 (11. 1～11. 6)	当上半期 (12. 1～12. 6)
ア ジ ア	55.8 [%]	61.3 [%]
北 米	17.8	15.6
欧 州	16.2	8.5
中 近 東	2.1	4.0
南 米	6.0	7.6
そ の 他	2.1	3.0
合 計	100.0	100.0

第3. 設 備 の 状 況

1. 設 備 の 異 動

当上半期中には設備の重要な異動はない。

2. 設 備 計 画

当上半期中に新たに確定した設備計画は次のとおりである。

事業所名	内 容	予算金額	既支払額	今 後 の 所要資金	着 工 年 月	完成予定 年 月	備 考
茅ヶ崎工場	成形、焼成、加工設備更新	188 百万円	41 百万円	146 百万円	12. 3	12. 7	

- (注) 1. 所要資金は自己資金により充当する予定である。
2. 上記設備計画は、生産能力に重要な影響を及ぼさない。
3. 上記金額には消費税等は含まれていない。

第4. 経 理 の 状 況

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、記載金額単位未満の端数については、切り捨ての方法で表示している。

- (2) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第138期中間会計期間（平成11年1月1日から平成11年6月30日まで）及び第139期中間会計期間（平成12年1月1日から平成12年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けている。

その中間監査報告書は、「経理の状況」の末尾に添付している。

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位 百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成11年 6 月30日)		当中間会計期間末 (平成12年 6 月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成11年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)		%		%		%
I 流 動 資 産						
現 金 及 び 預 金※3	1,038		2,729		3,181	
受 取 手 形※6	5,005		4,615		5,381	
売 掛 金※3	10,727		12,172		11,882	
有 価 証 券	10,016		9,999		9,996	
た な 卸 資 産	10,797		10,632		10,411	
そ の 他※3	738		1,368		1,143	
貸 倒 引 当 金	△ 125		△ 106		△ 132	
流 動 資 産 合 計	38,199	45.4	41,411	48.0	41,865	48.6
II 固 定 資 産						
有 形 固 定 資 産※ ¹ ₂ ※ ⁵						
建 物	10,262		9,590		9,922	
構 築 物	3,053		2,813		2,929	
機 械 装 置	7,608		6,812		7,169	
土 地	6,883		6,885		6,883	
そ の 他	1,589		1,566		1,487	
有 形 固 定 資 産 合 計	29,397		27,668		28,391	
無 形 固 定 資 産	39		31		38	
投 資 そ の 他 の 資 産						
投 資 有 価 証 券※ ² ₃	15,689		16,805		15,385	
そ の 他	1,607		1,505		1,578	
投 資 損 失 引 当 金	△ 841		△ 1,211		△ 1,132	
貸 倒 引 当 金	△ 1		△ 0		△ 1	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	16,454		17,098		15,830	
固 定 資 産 合 計	45,891	54.6	44,799	52.0	44,260	51.4
資 産 合 計	84,090	100.0	86,211	100.0	86,126	100.0
(負 債 の 部)						
I 流 動 負 債						
支 払 手 形※6	1,149		1,643		1,472	
買 掛 金※3	3,923		4,945		5,906	
短 期 借 入 金※2	17,150		17,150		17,150	
未 払 法 人 税 等	981		1,097		827	
賞 与 引 当 金	102		105		101	
そ の 他※ ³ ₆	2,484		2,093		2,327	
流 動 負 債 合 計	25,791	30.7	27,035	31.4	27,784	32.2

(単位 百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成11年6月30日)		当中間会計期間末 (平成12年6月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成11年12月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
II 固 定 負 債		%		%		%
退職給与引当金	333		166		250	
役員退職慰労引当金	202		193		220	
そ の 他	447		511		451	
固 定 負 債 合 計	984	1.1	871	1.0	922	1.1
負 債 合 計	26,776	31.8	27,907	32.4	28,707	33.3
(資 本 の 部)						
I 資 本 金	15,436	18.4	15,436	17.9	15,436	17.9
II 資 本 準 備 金	10,873	12.9	10,873	12.6	10,873	12.6
III 利 益 準 備 金	2,601	3.1	2,707	3.1	2,652	3.1
IV その他の剰余金						
任 意 積 立 金	26,497		26,358		26,497	
中間(当期)未処分利益	1,906		2,927		1,958	
その他の剰余金合計	28,403	33.8	29,286	34.0	28,456	33.1
資 本 合 計	57,314	68.2	58,303	67.6	57,418	66.7
負 債 資 本 合 計	84,090	100.0	86,211	100.0	86,126	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位 百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間 (自 平成11年1月1日) (至 平成11年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成12年1月1日) (至 平成12年6月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成11年1月1日) (至 平成11年12月31日)	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
I 売 上 高	21,348	100.0	22,935	100.0	43,942	100.0
II 売 上 原 価	15,040	70.5	16,552	72.2	31,423	71.5
売 上 総 利 益	6,308	29.5	6,383	27.8	12,519	28.5
III 販売費及び一般管理費	4,046	18.9	3,737	16.3	7,992	18.2
営 業 利 益	2,261	10.6	2,645	11.5	4,527	10.3
IV 営業外収益 ※1	412	1.9	526	2.3	723	1.7
V 営業外費用 ※2	713	3.3	701	3.0	1,609	3.7
経 常 利 益	1,960	9.2	2,470	10.8	3,640	8.3
VI 特別利益 ※3	330	1.5	184	0.8	631	1.4
VII 特別損失 ※4	727	3.4	79	0.4	1,328	3.0
税引前中間(当期)純利益	1,562	7.3	2,576	11.2	2,943	6.7
法人税、住民税及び事業税	1,026	4.8	1,148	5.0	1,793	4.1
中間(当期)純利益	536	2.5	1,428	6.2	1,150	2.6
前期繰越利益	1,369		1,499		1,369	
中間配当額	—		—		510	
中間配当に伴う 利益準備金積立額	—		—		51	
中間(当期)未処分利益	1,906		2,927		1,958	

中間財務諸表作成の基本となる事項

前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年 1 月 1 日) (至 平成11年 6 月 30 日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年 1 月 1 日) (至 平成12年 6 月 30 日)
1. 正規の決算において採用している会計処理の原則及び 手続と異なる会計処理 (イ) 減価償却費 前事業年度からの繰越資産については年間償却見積 額の 2 分の 1 を、当中間会計期間中の取得資産につい ては年間償却見積額の月数按分により計上している。 (ロ) 役員退職慰労引当金繰入額 当事業年度の繰入見積額の 2 分の 1 を計上してい る。 (ハ) 法人税、住民税及び事業税 中間会計期間を一事業年度とみなした場合の課税所 得に基づき計算された税額を計上している。 なお、課税所得の計算に当っては、特別償却準備金 及び固定資産圧縮積立金の当中間会計期間における税 務上の調整額を反映させている。 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 月別総平均法による原価法を採用している。 3. たな卸資産以外の資産について原価基準以外の基準を 採用している場合の評価基準 取引所の相場のある有価証券については、移動平均法 による低価法（洗替え方式）を採用している。 なお、低価法の適用に当たっては、従来、切放し方式 によっていたが、平成10年度の法人税法の改正に伴い、 当中間会計期間から洗替え方式に変更した。この変更に よる中間財務諸表に与える影響額は無い。 4. 有形固定資産の減価償却の方法 原則として、法人税法に規定する減価償却の方法と同 一の基準を採用し、定率法によっている。但し、平成10 年 4 月 1 日以後新規取得の建物（建物付属設備を除く） については定額法によっている。 なお、技術革新が著しく、早期の経済的陳腐化が見込 まれる半導体関連製品製造設備（機械装置）の耐用年数 については、製品のライフサイクル等を勘案した見積耐 用年数（6 年）によっている。 （耐用年数の変更） 建物（建物付属設備を除く）については、平成10年度 の法人税法の改正に伴い、当中間会計期間から耐用年数 の短縮を行っている。これに伴い、前中間会計期間と同 一の耐用年数によった場合に比べ、経常利益及び税引前 中間純利益は、それぞれ32百万円減少している。	1. 正規の決算において採用している会計処理の原則及び 手続と異なる会計処理 (イ) 減価償却費 同 左 (ロ) 役員退職慰労引当金繰入額 同 左 (ハ) 法人税、住民税及び事業税 同 左 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 同 左 3. たな卸資産以外の資産について原価基準以外の基準を 採用している場合の評価基準 取引所の相場のある有価証券については、移動平均法 による低価法（洗替え方式）を採用している。 4. 有形固定資産の減価償却の方法 原則として、法人税法に規定する減価償却の方法と同 一の基準を採用し、定率法によっている。但し、平成10 年 4 月 1 日以後新規取得の建物（建物付属設備を除く） については定額法によっている。 なお、技術革新が著しく、早期の経済的陳腐化が見込 まれる半導体関連製品製造設備（機械装置）の耐用年数 については、製品のライフサイクル等を勘案した見積耐 用年数（6 年）によっている。

前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年 1 月 1 日) (至 平成11年 6 月 30 日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年 1 月 1 日) (至 平成12年 6 月 30 日)
5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。 6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理については、税抜方式によっている。 なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示している。	5. リース取引の処理方法 同 左 6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同 左

表示方法の変更

前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年 1 月 1 日) (至 平成11年 6 月 30 日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年 1 月 1 日) (至 平成12年 6 月 30 日)
中間貸借対照表 前中間会計期間において「未払事業税」(240百万円)は、流動負債の「その他」に含めて表示していたが、当中間会計期間より「未払事業税」(217百万円)は「未払法人税等」に含めて表示することに変更した。	

追 加 情 報

前 中 間 会 計 期 間 (自 平成11年 1 月 1 日) (至 平成11年 6 月 30 日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成12年 1 月 1 日) (至 平成12年 6 月 30 日)
1. 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上している。 支給見込額は、従来、期末直前の支給額実績に基づいて計算していたが、業績動向による影響に配慮してより適正な期間損益を算定するという観点から、当事業年度より業績動向も加味して支給見込額を計算する方法に変更した。 なお、この変更による中間財務諸表に与える影響額は軽微である。 2. 事業税の表示方法 前中間会計期間において事業税(234百万円)は、「販売費及び一般管理費」に含めて表示していたが、当中間会計期間より、事業税(217百万円)は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示している。	自社利用ソフトウェア 前中間会計期間まで投資その他の資産の「その他」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用している。但し、同報告により上記に係るソフトウェアの表示については、投資その他の資産の「その他」から無形固定資産に変更し、減価償却の方法については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

注 記 事 項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成11年6月30日)	当中間会計期間末 (平成12年6月30日)	前事業年度末 (平成11年12月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 78,504百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 80,575百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 79,413百万円
※2. 担保資産 (担保提供資産簿価) 財団組成の 有形固定資産 7,018百万円 (債 務) 短期借入金 1,403百万円 なお、上記以外に投資有価証券9 百万円を営業保証金として供託し ている。	※2. 担保資産 (担保提供資産簿価) 財団組成の 有形固定資産 6,778百万円 (債 務) 短期借入金 1,403百万円	※2. 担保資産 (担保提供資産簿価) 財団組成の 有形固定資産 6,975百万円 (債 務) 短期借入金 1,403百万円 なお、上記以外に投資有価証券9 百万円を営業保証金として供託し ている。
※3. 外貨建の資産及び負債 現金及び預金 491千米 ドル (59百万円) 68,376千伊 リ ラ (4百万円) 42千独マルク (2百万円) 21千シンガポールドル (1百万円) 売 掛 金 7,413千米 ドル (897百万円) 3,003,000千韓国ウォン (317百万円) 371千英ポンド (70百万円) 835千独マルク (53百万円)	※3. 外貨建の資産及び負債 現金及び預金 2,116千米 ドル (223百万円) 30千シンガポールドル (1百万円) 売 掛 金 8,693千米 ドル (917百万円) 4,752,892千韓国ウォン (453百万円) 3,514千ユーロ (352百万円) 3,606千仏フラン (55百万円) 2,843千スウェーデンクローネ (33百万円) 510千独マルク (26百万円) 短期貸付金 (流動資産(その他)を含む) 1,400千米 ドル (147百万円) 300千英ポンド (48百万円) 未 収 入 金 (流動資産(その他)を含む) 82千米 ドル (8百万円) 投資有価証券 16,200千米 ドル (2,024百万円) 200,000千タイバーツ (927百万円) 3,400千英ポンド (665百万円) 1,500,000千韓国ウォン (199百万円) 買 掛 金 2,121千米 ドル (256百万円)	※3. 外貨建の資産及び負債 現金及び預金 11,589千米 ドル (1,186百万円) 17千シンガポールドル (1百万円) 売 掛 金 11,674千米 ドル (1,195百万円) 4,125,514千韓国ウォン (373百万円) 1,583千ユーロ (162百万円) 1,823千仏フラン (28百万円) 1,897千スウェーデンクローネ (22百万円) 未 収 入 金 (流動資産(その他)を含む) 135千米 ドル (13百万円) 投資有価証券 16,200千米 ドル (2,024百万円) 200,000千タイバーツ (927百万円) 4,000千英ポンド (777百万円) 1,500,000千韓国ウォン (199百万円) 買 掛 金 5,289千米 ドル (541百万円) 未 払 費 用 (流動負債(その他)を含む) 1,200千米 ドル (122百万円)

前中間会計期間末 (平成11年6月30日)	当中間会計期間末 (平成12年6月30日)	前事業年度末 (平成11年12月31日)
4. 偶発債務 ディー・シー・フ ァイナンス㈱の 銀行借入に対す る保証債務 1,420百万円 社員住宅ローン に対する保証債 務 2 TOKAI CARBON U.S.A., INC. の銀 行借入に対する 保証債務 1,211 (10,000千米ドル) 韓国東海カーボ ン㈱の銀行借入 に対する保証債 務 133 (404千米ドル) (800,000千韓国ウォン) TOKAI CARBON ITALIA S.R.L. の 銀行借入等に対 する保証債務 17 (265,625千伊リラ) 計 2,783 ※5. 圧縮記帳額 国庫補助金等及び保険差益に係 る圧縮記帳額を各資産の取得価額 から控除している。 (うち当中間期分) 建 物306百万円(一百万円) 構 築 物 0 (一) 機械装置 49 (一) 計 357 (一) ※6. ———	4. 偶発債務 ディー・シー・フ ァイナンス㈱の 銀行借入に対す る保証債務 1,130百万円 TOKAI CARBON U.S.A., INC. の銀 行借入に対する 保証債務 1,055 (10,000千米ドル) 韓国東海カーボ ン㈱の銀行借入 に対する保証債 務 90 (315千米ドル) (600,000千韓国ウォン) その他1件 1 計 2,276 ※5. 圧縮記帳額 国庫補助金等及び保険差益に係 る圧縮記帳額を各資産の取得価額 から控除している。 (うち当中間期分) 建 物306百万円(一百万円) 構 築 物 0 (一) 機械装置 49 (一) 計 357 (一) ※6. ———	4. 偶発債務 ディー・シー・フ ァイナンス㈱の 銀行借入に対す る保証債務 1,170百万円 グラフィート化工 ㈱の銀行借入に対 する保証債務 25 TOKAI CARBON U.S.A., INC. の銀 行借入に対する 保証債務 1,095 (10,700千米ドル) 韓国東海カーボ ン㈱の銀行借入 に対する保証債 務 91 (360千米ドル) (600,000千韓国ウォン) その他2件 2 (21,857千伊リラ) 計 2,384 ※5. 圧縮記帳額 国庫補助金等及び保険差益に係 る圧縮記帳額を各資産の取得価額 から控除している。 (うち当期分) 建 物306百万円(一百万円) 構 築 物 0 (一) 機械装置 49 (一) 計 357 (一) ※6. 期末日満期手形の会計処理 期末日満期手形の会計処理につ いては、手形交換日をもって決済 処理している。 なお、当事業年度の末日は休日 であったため、次の期末日満期手 形が、期末残高に含まれている。 受 取 手 形 470百万円 支 払 手 形 132百万円 設備支払手形 (流動負債(その他)を含む) 43百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成11年1月1日) (至 平成11年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年1月1日) (至 平成12年6月30日)	前事業年度 (自 平成11年1月1日) (至 平成11年12月31日)
※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 14百万円 受取配当金 222百万円	※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 16百万円 受取配当金 249百万円	※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 31百万円 受取配当金 335百万円
※2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息及び増明料 169百万円 適格退職年金掛金 356百万円	※2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息及び増明料 174百万円 適格退職年金掛金 196百万円	※2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息及び増明料 340百万円 適格退職年金掛金 547百万円
※3. 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券売却益 289百万円 土地売却益 8百万円 貸倒引当金戻入額 32百万円	※3. 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券 評価損戻入額 119百万円 借地権譲渡益 33百万円 貸倒引当金戻入額 27百万円 投資有価証券売却益 2百万円 土地売却益 2百万円	※3. 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券売却益 597百万円 貸倒引当金戻入額 25百万円 土地売却益 8百万円
※4. 特別損失のうち重要なもの 米国独占禁止法 訴訟関連損失 724百万円 投資有価証券評価損 3百万円	※4. 特別損失のうち重要なもの 投資損失引当金繰入額 79百万円	※4. 特別損失のうち重要なもの 米国独占禁止法 訴訟関連損失 724百万円 投資有価証券評価損 313百万円 投資損失引当金繰入額 291百万円
5. 減価償却実施額 有形固定資産 1,491百万円 無形固定資産 0百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 1,371百万円 無形固定資産 0百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 2,999百万円 無形固定資産 1百万円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成11年1月1日) (至 平成11年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年1月1日) (至 平成12年6月30日)	前事業年度 (自 平成11年1月1日) (至 平成11年12月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																												
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table><tr><td></td><td>取得価額相当額</td><td>減価償却累計額相当額</td><td>中間会計期間末残高相当額</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>320百万円</td><td>237百万円</td><td>82百万円</td></tr><tr><td>有形固定資産その他</td><td>216</td><td>84</td><td>132</td></tr><tr><td>投資その他の資産</td><td>191</td><td>79</td><td>112</td></tr><tr><td>合 計</td><td>727</td><td>400</td><td>327</td></tr></table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額	機械装置	320百万円	237百万円	82百万円	有形固定資産その他	216	84	132	投資その他の資産	191	79	112	合 計	727	400	327	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額</td><td>減価償却累計額相当額</td><td>中間会計期間末残高相当額</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>240百万円</td><td>196百万円</td><td>43百万円</td></tr><tr><td>有形固定資産その他</td><td>203</td><td>112</td><td>91</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>219</td><td>102</td><td>116</td></tr><tr><td>合 計</td><td>663</td><td>411</td><td>251</td></tr></table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額	機械装置	240百万円	196百万円	43百万円	有形固定資産その他	203	112	91	無形固定資産	219	102	116	合 計	663	411	251	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額</td><td>減価償却累計額相当額</td><td>期末残高相当額</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>267百万円</td><td>206百万円</td><td>61百万円</td></tr><tr><td>有形固定資産その他</td><td>202</td><td>93</td><td>108</td></tr><tr><td>投資その他の資産</td><td>210</td><td>92</td><td>118</td></tr><tr><td>合 計</td><td>681</td><td>392</td><td>288</td></tr></table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械装置	267百万円	206百万円	61百万円	有形固定資産その他	202	93	108	投資その他の資産	210	92	118	合 計	681	392	288
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額																																																											
機械装置	320百万円	237百万円	82百万円																																																											
有形固定資産その他	216	84	132																																																											
投資その他の資産	191	79	112																																																											
合 計	727	400	327																																																											
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額																																																											
機械装置	240百万円	196百万円	43百万円																																																											
有形固定資産その他	203	112	91																																																											
無形固定資産	219	102	116																																																											
合 計	663	411	251																																																											
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																											
機械装置	267百万円	206百万円	61百万円																																																											
有形固定資産その他	202	93	108																																																											
投資その他の資産	210	92	118																																																											
合 計	681	392	288																																																											
(注) 取得価額相当額の算定は、有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																												
2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2. 未経過リース料期末残高相当額																																																												
<table><tr><td>1 年 内</td><td>123百万円</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>204</td></tr><tr><td>合 計</td><td>327</td></tr></table>	1 年 内	123百万円	1 年 超	204	合 計	327	<table><tr><td>1 年 内</td><td>115百万円</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>136</td></tr><tr><td>合 計</td><td>251</td></tr></table>	1 年 内	115百万円	1 年 超	136	合 計	251	<table><tr><td>1 年 内</td><td>120百万円</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>167</td></tr><tr><td>合 計</td><td>288</td></tr></table>	1 年 内	120百万円	1 年 超	167	合 計	288																																										
1 年 内	123百万円																																																													
1 年 超	204																																																													
合 計	327																																																													
1 年 内	115百万円																																																													
1 年 超	136																																																													
合 計	251																																																													
1 年 内	120百万円																																																													
1 年 超	167																																																													
合 計	288																																																													
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。																																																												
3. 支払リース料及び減価償却費相当額	3. 支払リース料及び減価償却費相当額	3. 支払リース料及び減価償却費相当額																																																												
<table><tr><td>(1) 支払リース料</td><td>82百万円</td></tr><tr><td>(2) 減価償却費相当額</td><td>82百万円</td></tr></table>	(1) 支払リース料	82百万円	(2) 減価償却費相当額	82百万円	<table><tr><td>(1) 支払リース料</td><td>63百万円</td></tr><tr><td>(2) 減価償却費相当額</td><td>63百万円</td></tr></table>	(1) 支払リース料	63百万円	(2) 減価償却費相当額	63百万円	<table><tr><td>(1) 支払リース料</td><td>149百万円</td></tr><tr><td>(2) 減価償却費相当額</td><td>149百万円</td></tr></table>	(1) 支払リース料	149百万円	(2) 減価償却費相当額	149百万円																																																
(1) 支払リース料	82百万円																																																													
(2) 減価償却費相当額	82百万円																																																													
(1) 支払リース料	63百万円																																																													
(2) 減価償却費相当額	63百万円																																																													
(1) 支払リース料	149百万円																																																													
(2) 減価償却費相当額	149百万円																																																													
4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法	4. 減価償却費相当額の算定方法																																																												
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	同 左	同 左																																																												

(有価証券の時価等関係)

有 価 証 券 の 時 価 等

期 別 種 類	前中間会計期間末 (平成11年6月30日現在)			当中間会計期間末 (平成12年6月30日現在)			前事業年度末 (平成11年12月31日現在)		
	中間貸借 対照表計上額	時 価	評価損益	中間貸借 対照表計上額	時 価	評価損益	貸借対照表 計上 額	時 価	評価損益
流動資産に属するもの	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
株 式	22	70	47	0	1	0	0	0	△ 0
債 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	22	70	47	0	1	0	0	0	△ 0
固定資産に属するもの									
株 式	10,535	41,051	30,516	10,238	36,147	25,909	10,119	34,042	23,922
債 券	9	10	0	7	7	0	9	10	0
そ の 他	150	142	△ 7	150	143	△ 7	150	146	△ 4
小 計	10,695	41,204	30,509	10,396	36,299	25,902	10,279	34,199	23,919
合 計	10,718	41,275	30,556	10,397	36,300	25,902	10,280	34,199	23,919

(注) 1. 時価（時価相当額を含む）の算定方法

- ①上 場 有 価 証 券……………主に東京証券取引所における最終価格によっている。
- ②店 頭 売 買 有 価 証 券……………日本証券業協会が公表する売買価格等によっている。
- ③非上場の証券投資信託の受益証券……………基準価格によっている。
- ④非上場債券の時価又は時価相当額の算定は、日本証券業協会が発表する公社債店頭基準気配銘柄の利回り、
残存償還期間等に基づいて算定した価格によっている。

2. 株式には、自己株式を含んで表示している。

なお、評価損益は、次のとおりである。

		前中間会計期間末	当中間会計期間末	前事業年度末	
	流動資産に属するもの	△ 0百万円	0百万円	△ 0百万円	
3.	開示の対象から除いた有価証券の中間貸借対照表計上額及び貸借対照表計上額				
		前中間会計期間末	当中間会計期間末	前事業年度末	
	流動資産に属するもの	買 現 先 の 有 価 証 券 (コマーシャル・ペーパー)	9,994百万円	9,999百万円	9,996百万円
	固定資産に属するもの	店頭売買有価証券を除く非上場株式	4,993百万円	6,408百万円	5,105百万円

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前中間会計期間 (自 平成11年1月1日) (至 平成11年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成12年1月1日) (至 平成12年6月30日)	前事業年度 (自 平成11年1月1日) (至 平成11年12月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社は、販売部門・原料部門等の輸出入により発生する外貨建金銭債権債務に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っている。 (2) 取引に対する取組方針 当社は、デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしている。 (3) 取引に係るリスク内容 当社が利用している為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有している。 なお、当社の為替予約取引は全てヘッジ目的で行っており、また、契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であるため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識している。 (4) 取引に係るリスク管理体制 当社の為替予約取引業務は、個々の取引毎に担当役員の承認を受けた後に実施している。 なお、為替予約取引に係る契約内容についてはその取引の都度経理部に報告されており、経理部は定期的に為替予約取引の契約額等の取引状況について取引先に残高確認を実施して含み損益を把握し、担当役員に報告している。	(1) 取引の内容及び利用目的 同 左 (2) 取引に対する取組方針 同 左 (3) 取引に係るリスク内容 同 左 (4) 取引に係るリスク管理体制 同 左	(1) 取引の内容及び利用目的 同 左 (2) 取引に対する取組方針 同 左 (3) 取引に係るリスク内容 同 左 (4) 取引に係るリスク管理体制 同 左

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

区分	種類	前中間会計期間末 (平成11年6月30日現在)				当中間会計期間末 (平成12年6月30日現在)				前事業年度末 (平成11年12月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		百万円	うち1年超 百万円			百万円	うち1年超 百万円			百万円	うち1年超 百万円		
市場取引以外の取引	為替予約取引												
	売 建 米 ド ル	193	—	191	2	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		193	—	191	2	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定方法

前中間会計期間末……先物為替相場によっている。

2. 「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、注記の対象から除いている。

2. そ の 他

(1) 中間配当

平成12年7月31日開催の取締役会において、平成12年6月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、次のとおり第139期の中間配当を行う旨を決議した。

(イ) 中間配当金総額 510,214,165円

(ロ) 1株当りの中間配当金 2円50銭

(ハ) 支払請求権の効力発生日 平成12年9月1日
及び支払開始日

(2) その他特記事項なし。

中間監査報告書

平成11年9月22日

東海カーボン株式会社

取締役社長 大 嶽 史記夫 殿

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士
関与社員

渡辺 友宏



関与社員 公認会計士

安原 清一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成11年1月1日から平成11年12月31日までの第138期事業年度の中間会計期間（平成11年1月1日から平成11年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、「中間財務諸表監査基準」に定める中間財務諸表の監査手続のうち必要と認めた中間監査手続を実施した。

中間監査の結果、当監査法人は、上記の中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して東海カーボン株式会社の第138期事業年度の中間会計期間（平成11年1月1日から平成11年6月30日まで）に関する有用な会計情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル

関与社員が
執務した事務所

同 上

中間監査報告書

平成12年9月22日

東海カーボン株式会社

取締役社長 大 嶽 史記夫 殿

監査法人 トーマツ

代表社員

公認会計士

関与社員

渡辺 友宏

代表社員

公認会計士

関与社員

佐藤 正樹

代表社員

公認会計士

関与社員

安原 清一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成12年1月1日から平成12年12月31日までの第139期事業年度の中間会計期間（平成12年1月1日から平成12年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、「中間財務諸表監査基準」に定める中間財務諸表の監査手続のうち必要と認めた中間監査手続を実施した。

中間監査の結果、当監査法人は、上記の中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して東海カーボン株式会社の第139期事業年度の中間会計期間（平成12年1月1日から平成12年6月30日まで）に関する有用な会計情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

主たる事務所

東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル

関与社員が

同 上

執務した事務所

5301/2000年

第二部 保証会社等の情報

該当事項なし。